

業務仕様書

1 例規システム関連業務の仕様

選定する例規システム、システムの更新業務等は、原則として、次の仕様を全て満たすものとする。

(1) 基本仕様

ア 本市へのシステム導入・構築は、L G W A N - A S P 方式によることを想定しているが、L G W A N - A S P 方式及び I D C（インターネット・データ・センター）方式のいずれの方法であってもサービスを提供できる構成であること。

イ 市内の L G W A N 接続が可能な全ての P C 端末において、法令、判例、例規集データの検索・閲覧に加え、例規の制定改廃案の立案・審査ができるものであること。

ウ 動作環境は、次のとおりとすること。

■ 1 O S : Windows11 以上

■ 2 ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome

エ 新たに例規集データベースを構築するに当たっては、このプロポーザル公告の日現在施行されている例規集データベースに搭載されている例規の数は、次のとおりであることに留意すること。

例規の区分	例規の数
条例	284
市規則（首長が定めた規則）	225
教育委員会規則等（首長以外の機関が定めた規則）	25
企業管理規程・行政委員会規程	64
告示	180
訓令	41
その他	34
合計	853

オ 昨年度以前の 3 年間に於いてデータ更新を行った本市の例規の件数（新規制定、改正及び廃止の全てを含む件数）は、次のとおりであるので、1 年間でデータ更新を行う例規の数は、約 160 件を想定すること。

令和 6 年度…158 件

令和 5 年度…161 件

(2) 例規システムに関する仕様

ア 検索機能

(ア) 例規検索

フリーワード、目次体系、五十音順、例規の種別、引用法令の題名等で例規を検索することができること。

(イ) 本文表示機能

例規の本文及び例規の制定改廃に係る改正文（原議）を表示することができること。

また、本文を表示した例規につき、過去の特定の改正施行日時点における例規を表示でき、かつ、2つの異なる施行日の例規を比較表示できること。

(ウ) リンク機能

表示した例規中で引用されている法令や他の例規にアンカーリンクが設定され、引用法令や例規に画面遷移することができること。

(エ) 出力機能

例規の全文その他次に掲げるものを電子データとしてダウンロードし、及び紙面に印刷することができること。

- ・ 例規検索の結果
- ・ 例規中の特定の条
- ・ 新旧対照表
- ・ 例規の制定改廃に係る改正文（原議）

イ 例規の制定改廃案の立案・審査機能

(ア) 条項号、別表、様式を改め、加え、削る基本的手法による例規の制定改廃案を作成することができるものであること。

(イ) 立案した制定改廃案につき、自動で点検がされ、修正・確認すべき箇所を特定し、修正・確認すべき内容を表示することができる機能を有すること。

(ウ) 各例規を所管する部署の職員が立案した例規の制定改廃案につき、適宜、審査担当課（総務課）の職員が修正することができること。

(エ) 立案した制定改廃案について、改正文及び新旧対照表を自動で生成し、データでも紙面でも出力できる機能を有すること。

ウ 例規の審査・立案機能に関するシステム操作サポート

(ア) 本市から要望があった場合には、立案・審査システムの操作につき、研修（集合型、音声や動画データの提供等の手法は問わない）を実施することができること。

(イ) システムの操作に関する相談に速やかに対応できる体制が確保されていること。

エ 例規データの更新

(ア) 例規データの更新は、各市議会定例会閉会後の年4回以上、最大12回対応することができること。

(イ) 更新は、原則として、本市から送信されたデータを受領した日から1か月以内に完了すること。ただし、年度末に公布した例規に係るデータ更新は、例規の数に応じ、できる限り速やかに行うこと。

(ウ) 例規システムのデータ更新の内容を市ホームページ上の例規集にも反映させること。

(エ) 更新後は、改正文及び新旧対照表を表示し、出力することができること。

オ 例規の制定改廃案の検討に資する情報提供サービス等について

(ア) 例規システムに搭載されている例規に関連する法令の改正があったことをシステム利用者に知らせる機能を有すること。

(イ) 全国の多くの自治体に影響があることが想定される法令の改正については、当該法令改正の概要及び例規への影響を整理するとともに、改正案等の情報を記載した資料の提供を行うことができること。

(ウ) 他の地方公共団体の例規を検索することができ、検索した他の自治体の例規と、本市の例規を比較することができる機能を有すること。

(エ) 例規の制定改廃案に関する法制執務上の問題に関する相談に対応できる体制を有すること。

(3) 法令検索システムに関する仕様

ア 現行の法律、政令、省令（府令等）をフリーワード、規範区分等により検索し、閲覧することができること。

イ 表示した法令につき、施行日ごとの改廃の履歴や、特定の2つの施行日時点における差分を新旧対照表形式で表示し、比較することができること。

ウ 表示した法令の各条項につき、関連する下位の委任規範、判例を参照することができること。

(4) 判例検索システムに関する仕様

ア フリーワード、判決年月日、判決裁判所の区分、関係法令等から検索することができること。

イ 判決の要旨を表示できること。

ウ 検索し、選択した法令の本文から関連する判例を表示することができること。

(5) 移行させる例規データについて

現契約者以外の者にあつては、令和8年4月1日からの例規システムの稼働に向けた構築について、次の要件を満たすこと。

ア 令和8年4月1日からの新たな例規システムの稼働時に搭載・反映させる例規は、原則として、令和7年11月市議会定例会後の令和7年12月末頃までに制定公布されたものまでとすること。

イ このプロポーザル公告の日現在施行されている全ての例規につき、おおむね少なくとも過去5年分の制定改廃データを移行し、反映させること。

2 アナログ規制点検・見直し業務の仕様

(1) デジタル庁が公表している「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第3.0版】」に記載された手順に準拠した業務の内容とすること。

(2) 業務の履行（受注から納品まで）は、受注から12か月以内に行うことができること。

(3) 納品は、デジタル庁が公表している「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第3.0版】」p72に記載の「重要な参考資料」中の参考資料3の「アナログ規制点検・見直し対象リスト様式例」に記載の入力項目の記載を満たす資料をデータで作成し、行うこと。

(4) 本業務の履行に対する対価の支払時期は、納品確認後の令和8年度中となること。

3 企画提案書の作成について

(1) 上記1及び2の仕様を満たしていることが分かる内容とすること。

(2) 上記1及び2の仕様の内容と重複する内容が多いが、別紙2の提案書評価基準表に記載の個々の評価項目を満たしているかどうか分かるように記載すること。

- (3) 別紙2の提案書評価基準表に記載の評価項目を満たし、かつ、それを上回る独自の内容の提案がある場合には、方法、頻度、時期等の情報を添えて具体的な内容が分かるよう併せて記載すること。
- (4) 例規の制定改廃案を自動で点検する機能については、評価項目に記載の事項のほか、どのような形式的な点検を行うことができるのかについて、例えば、主要な表示類型や、好評を得ている点検項目等の例を挙げる等し、できる限り具体的に記載すること。
- (5) 現契約者にあつては、本件プロポーザルは、例規システム関連業務については、例規・法令・判例の検索等の基本的機能に加え、例規の制定改廃案の立案・審査システムの機能（改正文・新旧対照表を自動生成するシステム）を評価することを目的としており、これらと関連するものの、独自の価値を提供しているコンシェルジュデスクのサービスに係る内容は、評価の対象とせずに実施するものであるため、この点を踏まえ企画提案書を作成すること。
- (6) アナログ規制点検・洗い出し業務に係る企画提案書には、①受注から納品に至るまでの業務の作業工程及び②工程ごとの履行期間が分かるよう記載をすること。

4 価格見積書の作成について

- (1) 実施要綱に記載の各業務の提案上限額を超えない見積額を記載すること。
- (2) 例規システム関連業務のうち、例規データベースの更新業務に係る見積額については、上記1(1)オに記載の例規の更新件数（年間約160件）に基づき算定すること。